

福井神経理学療法研究会 定款

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、福井神経理学療法研究会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、下記に置く。

〒910-8526 福井県福井市四ッ井 2-8-1 福井県立病院 リハビリテーション室

第3条（目的）

本会は、神経理学療法領域に関わる理学療法士の資質の向上を図るとともに福井県民の保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 神経理学療法に係る研修会
2. 神経理学療法に係る学術大会
3. 神経理学療法領域における情報交換
4. 神経理学療法に係る研究・調査
5. その他目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

第5条（種類）

本会は、第3条の目的に賛同する個人および団体会員により組織する。

1. 正会員：一般社団法人福井県理学療法士会会員であり、かつ本会に年会費を納入したもの
2. 準会員：その他、本会の活動に賛同した個人または団体で、かつ本会に年会費を納入したもの

第6条（入会）

本会に入会しようとする者は、入会申込書に年会費を添えて代表理事に提出しなければならない。

第7条（会費）

会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
4. 理由なく1年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。

第9条（退会）

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を代表理事に提出しなければならない。

第10条（除名）

会員が次に該当する場合には、総会の議決を経て、代表理事が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の定款又は規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

第11条（役員）

本会には下記の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 若干名

第12条（選任等）

理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

1. 代表および副代表は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
2. 役員の内任期を2年とする。但し、再選は可とする。

第13条（職務）

本会の役員の内職務は次のとおりとする。

1. 代表理事は、本会を代表し総括する。
2. 理事は、本会の運営を担当する。
3. 監事は、本会の事業および会計を監査する。

第14条（顧問）

本会に、顧問を置くことができる。

1. 顧問は、理事会の決議により、代表理事が委嘱する。
2. 顧問は、本会の重要な事項について、代表理事の諮問に応じ意見を述べるものとする。
3. 顧問の内任期は、委嘱した代表理事の内在任期間とする。

第4章 運営

第15条（理事会）

本会理事会について以下に定める。

1. 理事会は必要に応じ、年数回代表理事が招集する。
2. 理事会の内議長は代表理事が務める。
3. 理事会は3分の2以上の理事の内出席が無ければ、その議事を開き議決できない。ただし、当該議事に対し書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者と見なす。

第 16 条（年次報告）

理事会は、年度末に次の報告を行う。

1. 事業計画並びに事業報告、収支予算並びに決算
2. 財産目録（会費、寄付金、その他）
3. 理事会で必要と認めた事項
4. その他

第 17 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。財産は郵便貯金または銀行預金として事務局に保管する。

第 18 条（その他）

この定款に定めのない事項が発生した場合は、その都度理事会にて協議して決定する。

付 則

1. 本会則は理事の 1/2 以上の賛成をもって変更することができる。
2. 本会則は 2014 年 5 月 20 日より施行する。